（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

**第三条**　次に掲げる政令の規定中「二千六百八円」を「二千六百十五円」に改める。

一　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）

二　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）第一号

**附　則**

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める交付金又は事務費から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　令和元年度分として交付する交付金

二　第二条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　令和元年度分として交付する事務費

三　第三条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和元年度分として交付する交付金

四　第三条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和元年度分として交付する交付金

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三十八号**

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十三条及び第三十条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十一条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（自衛隊法施行令の一部改正）

**第一条**　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の十三」を「第三十条の十五」に、「第三十条の十四―第三十条の十七」を「第三十条の十六―第三十条の十九」に改める。

第十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　普通科連隊三、戦車大隊一及び高射特科大隊一

第二十八条の二中「航空方面隊四」の下に「、警戒航空団一」を加える。

第二章第四節中第三十条の十七を第三十条の十九とし、第三十条の十四から第三十条の十六までを二条ずつ繰り下げる。

第二章第三節中第三十条の十三を第三十条の十五とし、第三十条の三から第三十条の十二までを二条ずつ繰り下げ、第三十条の二の次に次の二条を加える。

（警戒航空団）

**第三十条の三**　警戒航空団は、警戒航空団司令部及び飛行警戒管制群一、飛行警戒監視群一、整備群二その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は警戒航空団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは警戒航空団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

（警戒航空団司令）

**第三十条の四**　警戒航空団の長は、警戒航空団司令とする。

２　警戒航空団司令は、空将補をもつて充てる。

第三十五条の表航空自衛隊第一術科学校の項中「（航空機搭載レーダー器材、航空機搭載誘導武器及び航空機搭載火器等を含む。）」を「、レーダー器材、自動警戒管制器材等、誘導武器及び火器等」に、「航空機搭載レーダー及び航空機搭載誘導武器」を「レーダー、誘導武器及び火器」に改め、同表航空自衛隊第二術科学校の項を削る。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

別表第三航空団司令部の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 警戒航空団司令部 | 警戒航空団司令 | 一種 |

**附　則**

この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第十九号）の施行の日（令和二年三月二十六日）から施行する。

防衛大臣　河野　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三